

「八尾市近鉄久宝寺口駅周辺交通バリアフリー基本構想」の概要

1 . 経緯

平成 1 4 年 3 月 7 日作成

平成 1 4 年 3 月 1 3 日公表

2 . 八尾市の概要（2001 年 3 月のデータ）

- ・ 人口：275,676 人
- ・ 世帯数：107,576 世帯
- ・ 市域面積：41.71km²
- ・ 高齢者数：41,473 人（15.0%）（全国平均 17.3%）
- ・ 障害者数（身体+知的）：9,273 人（3.4%）（全国平均 2.9%）

3 . 旅客施設及び重点整備地区の概要

（1）重点整備地区の選定理由

- ・ 一日平均利用者数が 5,000 人以上の旅客施設であること
- ・ 高低差が 9m 超であるが、昇降設備・障害者対応型トイレなどが無いこと。

（2）特定旅客施設

- ・ 名称：近鉄大阪線久宝寺口駅
- ・ 一日平均利用者数：6,187 人（> 5,000 人以上）
- ・ 施設設備の状況：昇降設備・障害者対応型トイレなど設置無し。（2001 年 7 月現在）

（3）重点整備地区

- ・ 重点整備地区：近鉄久宝寺口駅周辺地区
- ・ 面積：10.95ha
- ・ 主な施設など：八尾徳洲会総合病院（病院施設）久宝寺出張所・コミュニティセンター（公共施設）八尾みのり会共同作業所（福祉施設）久宝寺口商店街など

（4）重点整備地区における区域の設定

- ・ 近鉄久宝寺口駅を中心に、高齢者、身体障害者などの利用が多数見込まれる久宝寺口商店街付近や、八尾徳洲会総合病院、八尾みのり会共同作業所、久宝寺出張所・コミュニティセンターなどの施設を含めた範囲

（5）特定経路の設定

- ・ 近鉄久宝寺口駅から久宝寺口商店街を通り、八尾徳洲会総合病院および、久宝寺出張所・コミュニティセンターまでの経路を特定経路として設定し、バリアフリー化を図る。

4 . 八尾市の基本構想の特徴

- ・ 八尾市の基本構想は、八尾市全体としてのバリアフリー化の方向性や基本的な方針な

どを示す「全体構想」と、各駅周辺地区における事業内容などを示す「地区構想」から構成している。

- ・ 八尾市の交通バリアフリーの考え方は、高齢者や障害者などの自立を主眼に置きつつ、もともとあるバリア（障壁）を解消するだけでなく、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの考え方を反映させ、可能な限りすべての人が利用しやすい環境を創りあげることである。
- ・ 八尾市の目指すバリアフリーのまちの実現に向けて、ハード面での整備だけでなく、ソフト面での充実を図るため、「心と行動のバリアフリー」の3つの視点を提案する。

：「バリア」とは何かを知ること
：「バリアの解消方法」について考えること
：自分には何ができるのかを考えること

- ・ 質の高いバリアフリー整備を提供するため、事業実施後にヒアリング調査などを行い、継続的な改善のためのフォローアップを行う。

5．事業の概要

（１）目標年次

概ね 2010 年

（２）公共交通特定事業

短期：事業実施予定期間 1～5 年 長期：事業実施予定期間 6～10 年

課題：事業実施に際して課題を有するもの

< 鉄道駅 > ：事業実施済み

特定事業	短期	長期	課題
・ 車椅子対応エレベーターの新設			
・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置			
・ 階段手すりの２段化			
・ 触知図の設置			
・ 車椅子対応トイレの新設		○	
・ ホーム待合室の改造			
・ 券売機の下部カウンターの改良		○	
・ カードシステムの導入			○
・ 社員教育・訓練の徹底		○	

< バス >

特定事業	短期	長期	課題
------	----	----	----

・低床バスの導入	○	○	○
・低床バスの運行時間を時刻表に記載	○		○
・上屋付きベンチの設置		○	○
・共通カードシステムの導入	○		○
・職員のバリアフリーに対する継続的な教育・訓練	○		

(3) 交通安全特定事業

特定事業	短期	長期	課題
・音響式信号の設置		○	○
・音量の調整	○		○
・弱者対応信号機の設置		○	○
・押しボタンの位置の見直し	○		
・違法駐車・駐輪防止の指導・取り締まりの実施	○		○

(4) 道路特定事業

< 府道大阪八尾線 >

特定事業	短期	長期	課題
・歩道部の拡幅 (現在 2m 程度の歩道幅員が確保されているが、機能を向上するために 3.5m に拡幅する。)	○		○
・交差点部の改良 (現道の道路線形を見直し、歩行者のたまり部分を確保する。)	○	○	○

< 市道久宝寺第 13 号線 >

特定事業	短期	長期	課題
・都市計画道路の整備	○	○	○
・側溝蓋 (グレーチング) ・鉄蓋の取替え	○		

上記の道路特定事業を実施する道路以外についても、以下のようなバリアフリー化を図っていくこととした。

< 駅前南側道路 >

	短期	長期	課題
・既設歩道の拡幅	○		
・段差の解消	○		
・主要施設までの案内板の設置		○	○

< 市道佐堂太子堂線 >

	短期	長期	課題
・車両の進入を抑制し歩車共存道路として整備		○	○
・路面舗装の改善	○	○	
・主要施設までの案内板の設置		○	○

(5) その他の事業

その他の事業	短期	長期	課題
・ 事業評価のためのフォローアップ	○		

6 . 利用者の意見の反映

(1) 協議会への参画

基本構想策定協議会において、以下の団体から代表者が参画し、合計 6 回にわたって協議会を開催し、議論を行った。

- ・ 八尾市高齢クラブ連合会
- ・ 自立生活センターやお
- ・ あっぷる
- ・ 八尾市障害者団体連合会
- ・ 八尾市自治振興委員会
- ・ 久宝寺口商店街振興組合

(2) タウンウォッチングの実施

高齢者や障害者を中心に、久宝寺口駅及びその周辺の歩行空間、バスの試乗などのタウンウォッチング（現地点検調査）を実施し、現況の問題点や課題を抽出した（問題箇所：約 70 箇所）。その後、意見交換会を行い、抽出された意見や要望をとりまとめた。

(3) ヒアリング・アンケート調査の実施

病床数を有する八尾徳洲会総合病院、八尾はぁとふる病院、新井病院を対象に、利用実態などのヒアリング調査を実施したほか、駅周辺に位置する主要施設に対してもアンケート調査を実施した。

(4) 市民の意見募集

基本構想の概要版「八尾市交通バリアフリー基本構想骨子（案）」を作成し、八尾市のホームページへ記載したり、出張所などで配架するなど、平成 14 年 2 月 8 日から 22 日の 2 週間にわたり、市民からの意見を募集した。

(5) 反映された主な事項

- ・ エレベーター設置（貫通型の採用、フットボタンの設置など）
- ・ 触知図の設置（視覚障害者などへの配慮）
- ・ 低床バス導入に併せ、運行時間を時刻表に表示
- ・ グレーチング、鉄蓋の取り替え など

7 . 法第 6 条第 4 項に定められている関係する機関との協議

(1) 公共交通事業者

- ・ 近畿日本鉄道株式会社
- ・ 近鉄バス株式会社

(2) 公安委員会

- ・ 八尾警察署

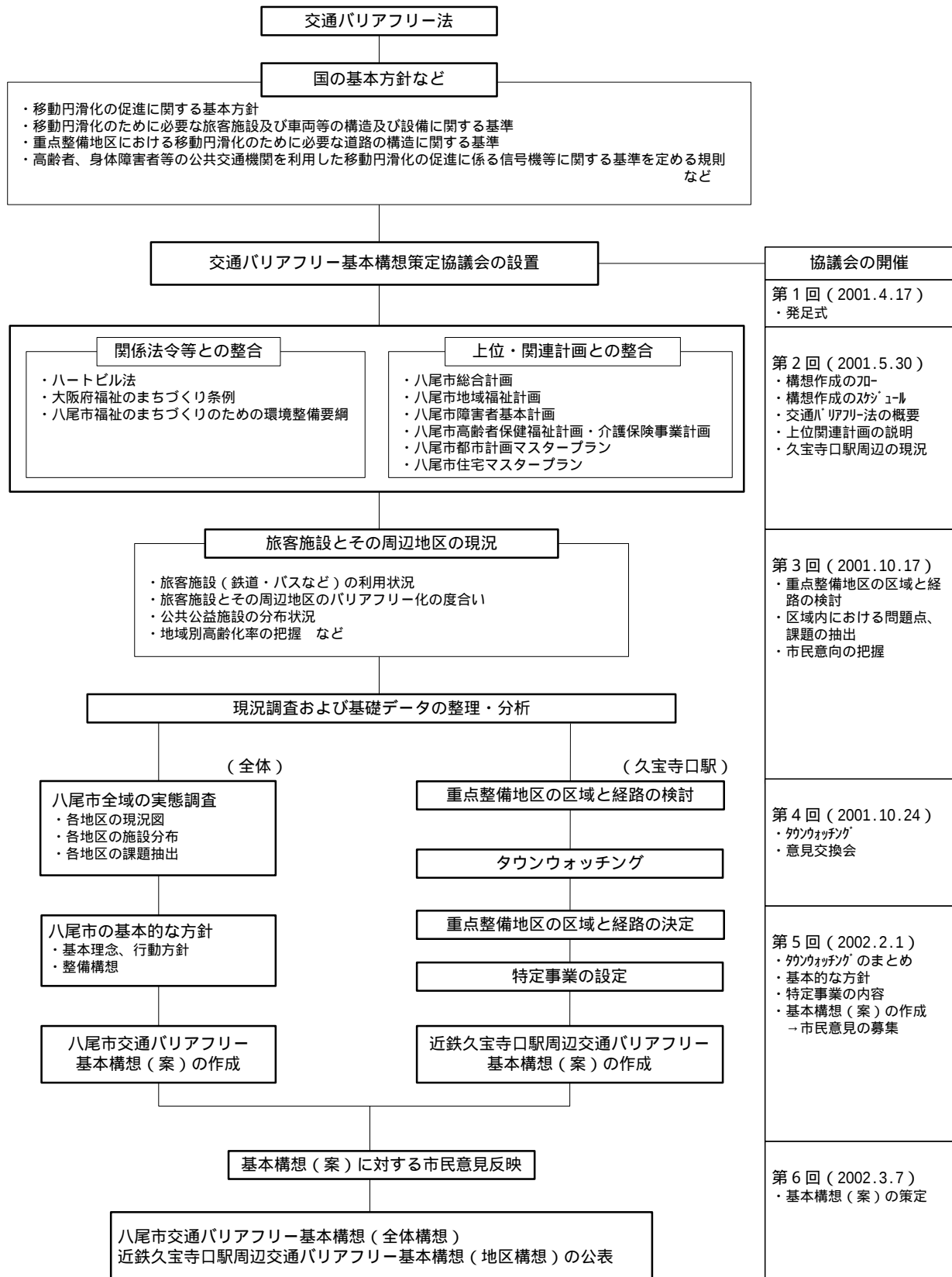
(3) 道路管理者

- ・ 大阪府(八尾土木事務所)
- ・ 八尾市(都市整備部道路建設課)

以上、協議成立日： 平成 14 年 3 月 7 日 (於第 6 回基本構想策定協議会)

8 . その他

(1) 基本構想策定のフロー



(2) 近鉄久宝寺口駅周辺交通バリアフリー基本構想策定協議会委員設置要綱

近鉄久宝寺口駅周辺交通バリアフリー 基本構想策定協議会委員設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項の規定に基づき、近鉄久宝寺口駅周辺地域における基本構想の策定その他移動円滑化の促進に関し調査検討を行い、また、関係者相互の連絡調整を図るため、近鉄久宝寺口駅周辺交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）委員を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会委員は次に掲げる事項について調査及び協議を行う。

- (1) 近鉄久宝寺口駅周辺地域におけるバリアフリー化状況
- (2) 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項
- (3) 法第 2 条第 7 項に定める重点整備地区に関する事項
- (4) その他移動円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 17 人以内で組織する。ただし、専門的意見を聴取するため、アドバイザーとして学識経験者及び国職員を加える。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 道路管理者
- (3) 大阪府関係機関
- (4) 高齢者福祉に携わる者
- (5) 障害者福祉に携わる者
- (6) 自治振興委員会
- (7) 地域住民を代表する者
- (8) 地域商店街を代表する者
- (9) 八尾市職員

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、協議会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会長は、協議会委員の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(解散)

第5条 協議会は、近鉄久宝寺口駅周辺地域における基本構想策定をもって解散する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、当面の期間、企画調整部、保健福祉部及び都市整備部の共管事項とする。ただし、庁内体制の整備あるときは、あらためて担当部課を決することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年5月30日から実施する。

別表（第3条関係）

	職 名	氏 名
委員長	八尾市自治振興委員会副会長	高垣 匡往
アドバイザー	近畿大学理工学部教授	三星 昭宏
〃	国土交通省近畿運輸局企画部 地域交通企画課長	町田 倫代
委員	近畿日本鉄道（株）上本町営業局施設部部長	堀畑 裕一
〃	近鉄バス（株）営業部課長	斉田 稔
〃	大阪府建築指導課課長補佐	佐々木 宗一
〃	大阪府八尾土木事務所建設課長	中辻 幸三
〃	八尾警察署交通課長	吉原 克夫
〃	八尾市老人クラブ連合会副会長	田中 政男
〃	自立生活センターやお代表	阪本 美津雄
〃	あっぷる代表	堀 正明
〃	八尾市障害者団体連合会会長	渡邊 力
〃	八尾市障害者団体連合会副会長	平野 光次
〃	八尾市自治振興委員会幹事	岡本 宏之
〃	久宝寺口商店街振興組合理事長	寺口 雅章
〃	企画調整部長	高畑 博
〃	保健福祉部長	富永 峰男
〃	都市整備部長	川淵 鎮男

(3) 八尾市鉄道駅舎エレベ - タ - 等設備整備費補助金交付要綱

八尾市鉄道駅舎エレベ - タ - 等設備整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道事業者が行う駅舎におけるエレベ - タ - 等設備整備事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進し、もって高齢社会の到来に備えるとともに、障害者の自立と社会参加の要請に応える等を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「エレベ - タ - 等設備」とは、高齢者・障害者等が安全かつ身体的負担の少ない方法で鉄道のサービスを楽しむことができるようにするための別表1に定める設備をいう。

2 別表1に定めるほか、特に市長が必要と認めるものは、前項の限りでない。

(補助対象)

第3条 この要綱による補助対象事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の範囲及び区分は、別表2のとおりとする。

(補助の要件)

第4条 この要綱による補助は、次に掲げる要件のすべてを満たすものに行うものとする。

(1) 本市の総合計画等まちづくりの基本計画に沿うもので、かつ、市長が必要と認める設備であること。

(2) 市内の鉄道駅舎に整備される設備であること。

(3) 国、大阪府、運輸施設整備事業団、その他財団等(以下「公的機関」という。)の定める補助対象事業であり、かつ、市の補助を要件とするもの。

2 特に市長が必要と認めるものは、前項の限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、公的機関が別に定めている場合はそれに拠るものとする。

(事前協議)

第6条 この要綱による補助を受けようとする鉄道事業者は、補助対象事業に着手する前に、設備の内容、事業計画、予算等について市長と協議しなければならない。

(補助金交付申請)

第7条 鉄道事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 8 条 市長は前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、当該交付決定の内容等を、交付決定通知書（様式第 2）により鉄道事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の鉄道事業者（以下「補助対象鉄道事業者」という。）への通知に際して、必要な条件を付することができる。

（協定書）

第 9 条 市長と補助対象鉄道事業者は、補助対象事業の円滑な遂行を確保するために、協定書を作成することができる。

（交付決定の変更申請）

第 10 条 補助対象鉄道事業者は、交付決定のあった補助対象事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書（様式第 3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第 11 条 市長は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出を受けたときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（様式第 4）により補助対象鉄道事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助対象鉄道事業者は、補助対象事業が完了したときは、すみやかに完了実績報告書（様式第 5）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 市長は、前条に定める完了実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 6）により補助対象鉄道事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 14 条 補助対象鉄道事業者は、市長から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理等）

第 15 条 補助対象鉄道事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（次条において「財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 補助対象鉄道事業者は、財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び運輸大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、処分してはならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

エレベーター等設備	
	設 備 項 目
旅客移動の円滑化	エレベーター・エスカレーター
付帯設備の整備	障害者対応型トイレ

別表 2

補助対象経費の範囲及び区分		
補助対象経費の区分	範 囲	
1．補助対象施設購入費	エレベーター等の購入費等	
2．補助対象施設工事費	建築（外構）工事費	基礎工事、ピット新設、シャフト、機械室新設工事、外装仕上げ工事等
	電気設備工事費	
	関連付帯工事費	
3．事務費（補助対象施設の整備に直接要する経費に限る）	設計・管理費	